

グリーン化特例制度 (軽自動車税の軽減)

【問合せ】 税務課 市民税係
☎773-6668

平成29年度に新規登録した軽自動車で、排出ガス性能と燃費性能が優れた車には、平成30年度の軽自動車税に限り、環境性能に応じたグリーン化特例（軽課）を適用します。

対象車 平成29年4月1日～平成30年3月31日に新車登録した軽自動車
軽課（軽減）基準

①電気軽自動車・天然ガス軽自動車：75%軽減

※天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するものまたは平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに限りです

② **乗用** 平成32年度燃費基準+30%達成車・**貨物** 平成27年度燃費基準+35%達成車：50%軽減

③ **乗用** 平成32年度燃費基準+10%達成車・**貨物** 平成27年度燃費基準+15%達成車：25%軽減

※②と③は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載があります

軽課（軽減）基準

車種区分		グリーン化特例（軽課税率）			
		75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

固定資産税の納税通知書を
5月16日水に発送します

【問合せ】
税務課 資産税班

☎773-6668

固定資産税の納税通知書を発送します。

同封の課税明細書は、確定申告時に、農業所得や不動産所得の必要経費（租税公課）の計算に役立ちます。平成31年の申告時期まで保管することをお勧めします。

家の税金が高くなる場合

納税通知書を発送後、「家の税金が高くなった」という問合せがあります。

これは、床面積280平方メートル以内の新築住宅の場合に、居住用部分の床面積120平方メートルまでの税額を、2分の1に減額する特例が3年間で終了するためです。このため、平成26年に新築した住宅は、平成30年度から通常の税額で課税されます。

土地、家屋を売ったのに課税されている場合

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されます。売買契約が終了しても、新しい所有者が登記を行っていない場合、前所有者に課税されます。

1月2日以降に取り壊した家屋も1年間課税されます。家屋を取り壊した場合は、税務課資産税班までご連絡ください。

弁護士による『消費生活』
無料法律相談

【問合せ・申込み】
消費生活センター

☎772-2541

マルチ商法や資格商法、多重債務などお金にまつわる消費者トラブルでお悩みの方に、弁護士による無料法律相談を毎月行っています。

※弁護士との相談時間を有効に使えるよう、申込み時に相談の概要を相談員が伺います

日時 5月24日(木)

午後1時30分～4時

会場 本庁舎南分館1階

消費生活センター

相談時間 1件約30分

申込み

前日正午までに電話でご予約ください。

消費生活センターでは、多重債務も含め、消費者のみなさんの相談に応じます。身近な相談窓口として気軽にご利用ください。